

## 令和8年7月1日改正の経営事項審査に係る再審査を希望される方の 再審査申立ての取扱いについて（三重県知事許可業者：電子申請）

令和8年7月1日から経営事項審査の審査基準が改正されたことに伴い、改正前の審査基準に基づく審査の結果通知を受けている方は、改正の施行日（令和8年7月1日）から120日（令和8年10月28日）以内に限り、新たな審査基準に基づく再審査を申し立てることができます。

再審査申立ての取扱いは以下のとおりです。

### 1 改正内容

●本改正により影響する経営事項審査の審査項目

- ・「建設技能者を大切にせる企業の自主宣言制度」の宣言状況について加点項目として追加（5点）

（審査基準日が宣言日以降であり、宣言書と誓約書が提出されている場合に加点）

※[建設技能者を大切にせる企業の自主宣言制度ポータルサイト](#)において宣言企業として掲載されている必要があります。

※この加点項目の追加に伴い、従来の「建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況」の加点配分が見直されます。

（民間工事を含む全ての建設工事 15点⇒10点、全ての公共工事 10点⇒5点）

- ・「建設機械の保有状況」の加点対象となる機械が拡大

「不整地運搬車」、「アスファルト・フィニッシャ」が加点機械に追加されます。

### 2 再審査の対象業者

- ・令和8年7月1日改正以前の経営事項審査の基準による経営規模等評価結果をお持ちの方が対象です。

また、再審査は基準が改正された部分のみが審査対象となり、それ以外で審査結果が確定している部分については再審査の対象となりません。

- ・ただし、再審査申立ての時点で審査基準日から1年7か月以内であるものに限りです。

### 3 再審査の受審義務について

今回の改正において、再審査の受審は基本的に任意です。入札参加資格申請をしている国、県、市町等の各発注機関の取扱いについては、各発注機関へご確認ください。

※発注機関が再審査の受審を義務付けている場合でも、発注機関の格付け対象期間、新旧基準の取扱い、各企業の決算時期、経審の受審時期（結果通知の時期）等により、個々の企業で再審査の要否は異なります。

入札参加資格申請先のいずれかで、再審査の結果が必要となる場合は再審査の申立を行ってください。

### 4 再審査の申立てができる経営事項審査の結果

再審査の申立ては、施行日（令和8年7月1日）から120日以内に限られるため、申立期間は、令和8年10月28日（水）までとなります。

再審査申立時において、制度改正前の基準により通知された直近の経営事項審査の結果で、有効期限内（審査基準日から1年7ヶ月以内）にあるものは、再審査を申し立てることができます。

なお、再審査の申立てにより経営事項審査の有効期限が延長されるものではありません。

## 5 再審査の申立てをした場合の旧基準結果の取扱い

旧基準により既に通知した結果通知書は回収しません。

なお、インターネット公表される結果については、再審査の結果に置き換えられます。

## 6 再審査の申立方法

申立期限：令和8年10月28日（水）必着

提出方法：建設業許可・経営事項審査電子申請システム（JCIP）

【アドレス】：<https://prod.jcip.mlit.go.jp/TO/TO00001>

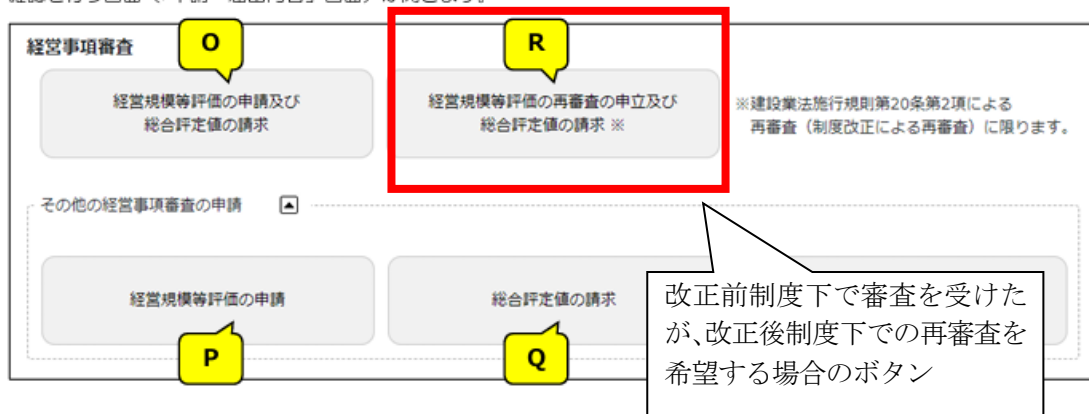
(注意すべき事項)

**・本申請をJCIPで行っていない場合においても再審査をJCIPで申請することが可能です。**

(JCIP上の画面)

今回の申請については、「R」(経営事項審査等評価の再審査の申立及び総合評定値の請求)のボタンから書類作成をお願いします。

「大臣知事コード」と「許可番号」を入力後、申請内容に対応するボタンを選択いただくことで、その申請に必要な書類の作成・確認を行う画面(「申請・届出内容」画面)が開きます。

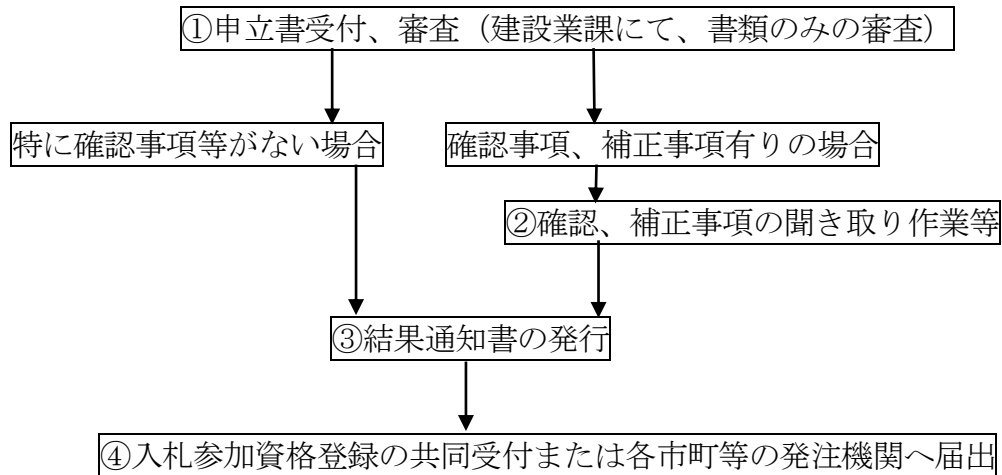


上図の各ボタンに対応する申請・請求内容は、下表を参照してください。

対応するボタン/申請・請求内容	申請区分
<b>O</b> <a href="#">経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求</a>	1 経営規模等評価＋総合評定値
<b>P</b> <a href="#">経営規模等評価の申請</a>	2 経営規模等評価
<b>Q</b> <a href="#">総合評定値の請求</a>	3 総合評定値
<b>R</b> <a href="#">経営規模等評価の再審査の申立及び総合評定値の請求</a>	4 再審査(経営規模等評価＋総合評定値)
<b>S</b> <a href="#">経営規模等評価の再審査の申立</a>	5 再審査(経営規模等評価)

審査手数料：無料

## 7 手続きの流れ



### スケジュール

① 申請書受付、 書面審査	7月受付	8月受付	9月受付	10月受付 (10月28日)
② 補正作業	8月中旬	9月中旬	10月中旬	11月中旬
③ 結果通知日	8月31日	9月30日	10月30日	11月30日

※ 処理は月次単位で行います。

※ 結果通知書は、受付月の翌月末日に発送します。補正がある場合、結果通知が遅れる場合があります。

※ 受付数などにより、スケジュールが前後する場合があります。

※ 記載事項に不備がある場合や添付書類の確認が必要な場合は、別途システム及び電話による聞き取り等を実施しますので、ご協力をお願いします。

8 再審査申立ての提出書類

<申請・届出書類>

	提出書類	注意事項
①	経営規模等評価再審査申立書 (様式第25号の14)	<p><b>○必ず提出</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通常の「経営規模等評価申請書・総合評定値請求書」と同一の様式です</li> <li>・申請等の区分05は「4」の再審査を記入</li> <li>・項番08から14について、前回申請時から変更がある場合は、再申請時点での内容を記載すること</li> <li>・「審査結果の通知番号」は、前回の結果通知書の真ん中「行政庁記入欄」の番号「XX-XXXXXX」を記入</li> <li>・「審査結果の通知の年月日」は、旧結果通知書の通知年月日（※結果通知書の右上に表示）を記入</li> <li>・「再審査を求める事項」は、「令和8年7月1日施行の改正に係る事項」と記入</li> <li>・「再審査を求める理由」は、「制度改正のため」と記入</li> </ul>
②	工事種類別完成工事高 工事種類別元請完成工事高 (様式第25号の11別紙一)	<p><b>○必ず提出</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・前回申請と同様の内容で作成</li> </ul>
③	技術職員名簿 (様式第25号の11別紙二)	<p><b>○必ず提出</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・前回申請と同様の内容で作成</li> </ul>
④	その他の審査項目（社会性等） (様式第25号の11別紙三)	<p><b>○必ず提出</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・改正を反映した内容で作成</li> </ul>
	【確認書類】 建設機械の保有状況一覧表（三重県独自様式）	<p><b>○新たに不整地運搬車・アスファルトフィニッシャを計上する場合に提出</b></p> <p><b>※既に計上済みの機械の変更はできません</b></p> <p><b>※前回の申請内容と変更がない場合は提出不要</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建設機械の所有を証する書面及び稼働を証する書面を添付</li> </ul>
⑤	「建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度」に関する誓約書（様式第7号）	<p><b>○自主宣言制度を「有」とする場合に提出</b></p>
	【確認書類】 自主宣言制度において宣言していることを証する書面（宣言書）	

※上記書類以外の提出書類（様式第4号、様式5号、様式6号等）は提出不要です。

## <その他添付ファイル>

	書類名	注意事項
①	経営事項審査審査結果通知書 (前回受審の結果通知)	
②	経営事項審査申請書(本人控) (①の結果通知に関する控)	
③	前回の経営状況分析結果通知書の写し	
④	チェックリスト	<b>○必ず提出</b>

## 8 再審査申立書記入にかかる留意事項

下記及びP 5以降の記載例を参考にして作成してください。

### (1) 申立書 経営規模等評価再審査申立書 総合評定値請求書

- a 項番05 「4」と記入してください。
- b 前回の申請書から審査対象業種を変更することはできません。
- c P7の下段の枠内には以下のとおり記入してください。  
「審査結果の通知番号」→前回の結果通知書の真ん中「行政庁記入欄」の番号「XX-XXXXXX」を転記  
「審査結果の通知の年月日」→前回の結果通知書の右上 結果通知書の通知日を転記  
「再審査を求める事項」→「令和8年7月1日施行の改正に係る事項」と記入  
「再審査を求める理由」→「制度改正のため」と記入
- d 項番17 前回の申請において選択した、自己資本額における基準決算と2期平均の区分変更することはできません。

### (2) 別紙一 工事種別完成工事高 工事種別元請完成工事高(前回の書類の写しでも可)

- a 前回の申請において選択した、年間平均完成工事高における2年平均と3年平均の区分を変更することはできません。
- b 前回の申請と全く同じになります。

### (3) 別紙二 技術職員名簿(前回の書類の写しでも可)

前回の申請と全く同じになります。

### (4) 別紙三 その他の審査項目(社会性等)

項番52が新規項目です。

### (5) 各項番の個別的事項

項番02～04 前回と同じ

(03については、再申請時提出時において有効な許可を記載)

項番05 「4」を記入

項番06～51 前回と同じ(保険の加入状況(旧項番41～43)が削除されたことにより項番が繰り上がっていますので注意してください)

項番 5 2 改正項目を反映して記載

項番 5 3～6 1 前回と同じ（保険の加入状況（旧項番 4 1～4 3）が削除されたこと  
により項番が繰り上がっていますので注意してください）

項番 6 2 改正項目を反映して記載

項番 6 3～6 5 前回と同じ（保険の加入状況（旧項番 4 1～4 3）が削除されたこと  
により項番が繰り上がっていますので注意してください）